

## 議案第 4 1 号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、同組合の規約変更及び財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、平成 2 3 年 1 0 月 1 0 日をもって埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び平成 2 3 年 1 0 月 1 1 日から同組合理約を別紙のとおり変更すること並びに同法第 7 条第 5 項の規定により、同組合の財産は鳩ヶ谷市の脱退にかかわらず、同組合に帰属させることについて議決を求める。

平成 2 3 年 8 月 3 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

### 提案理由

埼玉県市町村総合事務組合から鳩ヶ谷市を脱退させること及び同組合理約を変更すること並びに同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第 2 9 0 条及び同法第 7 条第 6 項の規定により、この案を提出するものである。

## 別紙

### 埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1、別表第2第4条第1号に掲げる事務の項、同表第4条第2号に掲げる事務の項及び別表第3第1区の項中「入間市 鳩ヶ谷市」を「入間市」に改める。

#### 附 則

この規約は、平成23年10月11日から施行する。